

## 定額給付金支給方法に関する会長声明

2009年3月4日国会決議に基づき、国民・外国籍市民に定額給付金が支給されることになった。定額給付金の支給は、本年2月1日を基準日として住民基本台帳に登録されている者を対象として、その世帯主が申請し給付を受けることとされている。しかしこの支給方法により、給付を受けることができない者が多数発生する事態が生じている。

例えば、ホームレス状態での生活を余儀なくされている住民登録喪失者は受給することができない。また、住民基本台帳に記載されているものの、世帯単位での支給とされた結果、世帯主である配偶者（多くの場合は夫）からの暴力等から逃れるため、住民票所在地を離れて生活する者（多くの場合は妻）は、子どもを連れていても、自分の分も、子どもの分も受給することができず、すべて、世帯主に給付されることになる。そのような母子等は、夫の追跡に怯えており、住民票の異動は困難である。また、配偶者の暴力等によって本年2月1日以降に住民票所在地を離れた母子等が定額給付金を受領することもできない。

これら住居喪失者やDV被害者等は、そもそも日常生活自体が困窮している上に、昨今の経済状況下で、日々生活の不安におびやかされているのであり、定額給付金の受給をもっとも必要としている人々である。

これらの受領困難者に対してもあまねく支給できるよう、国・総務省、地方公共団体は積極的かつ早急に対応すべきである。事務手続の煩雑さをもって受領困難者の存在を容認することは許されない。

上記の問題点は、小学校就学前の3年間について第2子以降の子1人あたりについて36,000円の支給が予定されている「子育て応援特別手当」についても同様である。

既に定額給付金の支給が開始されている現在、当会は、申し入れがあれば、住民登録や基準日にかかわらず、現に居住していることや、事実上世帯分離していることが明らかな場合には、柔軟な支給を可能とするよう求めるものである。

2009年4月16日

大阪弁護士会

会長 畑 守 人